

令和8年度 防災・安全交付金（盛土対策）事業に伴う盛土調査業務
特記仕様書

第1章 総則

第1条（目的）

この特記仕様書（以下、「本書」という。）は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下、「盛土規制法」という。）第4条に規定する基礎調査として、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下、「規制区域」という。）内の既存盛土の分布調査及び応急対策の必要性判断を実施することを目的とする。

第2条（適用）

本書は、「令和8年度 防災・安全交付金（盛土対策）事業に伴う盛土調査業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。また、本書は、「設計業務共通仕様書（令和7年9月26日付け7建政技第189号最終改定）」を補完し、本書に明記なき事項は監督員と協議するものとする。

第3条（適用範囲）

本書は、長野県（以下、「発注者」という。）が受託者（以下、「受注者」という。）に委託する本業務に適用するものとする。

第4条（業務管理）

受注者は委託契約書、本書、業務打合せ書及び関係法規を尊重し、長野県知事（長野県建設工事事務処理規程第29条により長野県知事の指定する職員（以下「監督員」という。）の指示を受け正確に業務を履行するものとする。

第5条（準拠する法令等）

本業務は、委託契約書及び本書によるほか、次に掲げる関係法令、規則及び規定に準拠して実施するものとする。なお、業務着手以降に法律、政省令、実施要領等の改訂が行われた場合は、最新の関係法令等に基づき本業務を実施するものとする。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
- (4) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針
（令和5年5月29日農林水産省、国土交通省告示第5号）
- (5) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）
- (6) 基礎調査実施要領（既存盛土調査編）
- (7) 基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説
- (8) 盛土等防災マニュアル
- (9) 盛土等防災マニュアルの解説
- (10) 盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方

- (11) 盛土等の安全対策推進ガイドライン
- (12) 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説
- (13) 不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン
- (14) その他関係法令及び規則

第6条（個人情報の取り扱い）

本契約の履行に当たって、発注者の提供する資料等に含まれる個人情報は、全て発注者の保有する個人情報であり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野県条例第38号）に従い、適切に管理しなければならない。

第7条（秘密の保持）

- 1 受注者は、本契約の締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して発注者から受領し、又はその他の方法により知り得た一切の事実または情報について、発注者の事前の承諾を得ない限り、第三者に対してその内容を一切公開せず、または開示しないこと。
- 2 受注者は業務遂行を通じて知り得た一切の事実または情報を本契約以外の目的に使用しないこと。又、受注者内部の業務関係者以外には開示しないこと。ただし、その事実または情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は法令の適用により若しくは官公署、裁判所等の命令、指導、通達等により提出する事実についてはこの限りではない。
- 3 受注者が秘密保持義務に違反し、発注者が損害を被った場合、受注者はその損害を補償すること。

第8条（工程管理）

- 1 受注者は業務着手時に実施工程表を作成し発注者に提出すること。この際、受注者が実施する内容はもとより、発注者にて実施、決定等を行う内容、時期についても併記すること。また、受注者は既に提出した実施工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した実施工程表を提出し、発注者の承認を得ること。
- 2 実施工程表について発注者が特に指示をした場合には、より細部の実施工程表を提出すること。特に時期の定められた箇所及び項目については、発注者と事前に協議し、工程の進捗を図ること。

第9条（損害の賠償）

本業務中に受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。また、監督員の承諾なくして第三者に損害を与えたときは、受注者において解決するものとする。

第10条（疑義）

- 1 受注者は、本業務に関する発注者からの各種問合せに対応すること。
- 2 本業務の実施にあたっては、監督員と十分に協議・調整を行うとともに、監督員が業務目的に照らし必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。

- 3 本業務で行った監督員との協議・調整の内容及び指示については、打合せ簿に記録し、相互に確認すること。
- 4 本業務に関する不明な事項については、全て監督員と協議すること。

第11条（貸与資料）

必要な資料は貸与するものとする。また、貸与する資料等は使用后又は業務終了後に速やかに返納しなければならない。

第2章 既存盛土調査業務内容

第12条（業務対象範囲）

本業務の対象範囲は、長野県の中信及び南信地域の全域（松本市を除く）とする。（7,539.14 km²）

第13条（業務内容）

業務内容は、主に以下のとおりとする。

- （1）計画準備
- （2）資料収集整理
- （3）調査方針の検討
- （4）机上調査
- （5）現地調査・応急対策の必要性判断
- （6）盛土等の分布の把握
- （7）総合検討
- （8）報告書作成
- （9）打合せ協議

第14条（計画準備）

本業務を実施するにあたり、業務内容を理解し、工程を検討したうえで、目的が達成できるよう業務計画を立案・作成する。

第15条（資料収集整理）

受注者は、本業務に必要な資料等を収集し、本業務で有効活用するため、可能な限り精度の高いデータを活用することとし、必要に応じて適切に収集と整理を行うものとする。

第16条（調査方針の検討）

効率的に調査を実施するため、活用可能な調査手法のメリット・デメリットや作業内容を取りまとめ、本業務における調査方針を検討する。検討した結果について、発注者と協議の上、実施方法を決定するものとする。調査方法は、「長野県既存盛土等調査マニュアル」に準拠するものとする。

第17条（机上調査）

第16条で決定した方針に基づき、机上調査を実施し盛土等箇所を抽出する。なお、抽出する盛

土は2010年（平成22年）以降に実施された盛土とする。

第18条（現地調査・応急対策の必要性判断）

第17条で抽出された盛土について、実際に盛土があるかどうか、現地調査を行う。また、盛土が確認された場合は、崩壊の発生等の異常がないか、応急対策の必要性を判断する。応急対策が必要と判断された盛土等について、対策方法の概略案を作成する。

第19条（盛土等の分布の把握）

調査結果により得られた盛土等の分布情報を、一覧表・位置図等に整理する。

第20条（総合検討）

次年度の調査に向けて、調査を実施する中で露見した課題や今後の対応案を検討するものとする。

第21条（報告書作成）

受注者は、本業務の内容を取りまとめた報告書及びその概要版を作成する。

第22条（打合せ協議）

本業務の遂行にあたって、業務着手時、中間時（3回）、業務完了時の計5回の打合せを実施するものとする。なお、業務着手時及び業務完了時には、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

第23条（成果品）

本業務の成果品は以下のとおりとする。

なお、下記成果品の他、協議により必要と認められる場合、納品するものとする。

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| (1) 報告書（業務対象範囲全域（松本市を除く）） | 2部 |
| (2) 報告書（市町村ごと） | 各1部 |
| (3) 収集した資料等 | 各1部 |
| (4) (1)・(3)の電子媒体（CD-R・DVD-R等） | 2部 |
| (5) (2)・(3)の該当市町村分の電子媒体（CD-R・DVD-R等） | 各1部 |